

令和2年10月6日

各都道府県 医師専門研修事務担当者 様
(厚生労働省医政局医事課 経由)

一般社団法人日本専門医機構
専門研修プログラム・シーリング担当

専攻医採用数シーリングの対象外とする専攻医の登録について（依頼）

平素より大変お世話になっております。

2021年度の専攻医採用数シーリング（以下、シーリングと略す）等につきましては、9月17日に開催されました医道審議会医師専門研修部会で議論され、医師法に基づく手続きを経て、厚生労働大臣から日本専門医機構等への意見・要請案が了承されたところです。

令和3年度開始の専門研修プログラムにおけるシーリングにつきまして、従事要件のある地域枠医師や自治医大卒医師については、各都道府県の医師確保対策上、重要な取組みであり、都道府県内の診療科偏在・地域偏在を是正する観点から、昨年度に引き続き、シーリングの枠外として取り扱うことと致します。

つきましては、昨年度と同様にシーリングの枠外とする地域枠医師及び自治医大卒医師について地域医療対策協議会の承認を得ていただき、別添エクセル様式を用いてリストを作成のうえ、下記メールアドレスあてにご提出をお願いいたします。

(1) 提出期限 令和2年11月16日(月)必着

※期限を過ぎますと専攻医の採用調整に影響し枠外として取り扱えなくなるのでご注意ください。

(2) 提出先 ishi-kensyu@mhlw.go.jp (厚生労働省医政局医事課医師養成等企画調整室)

(3) 枠外とする対象者（要件）

下記①②に示す昨年度と同様の対象に加え、地域枠については、本年8月31日の医師需給分科会において「地域枠」にかかる明確な定義が示されたことから、この定義に準ずる下記③の要件に合致した医師につきましても、地域医療対策協議会で承認が得られた専攻医はシーリングの枠外といたします。

- ① 都道府県からの修学資金の貸与があり、かつ医師少数区域等での従事要件が課されている方
- ② 自治医科大学の卒業生で、医師少数区域等での従事要件が課されている方
- ③ 新たに示された定義に準じた以下の要件をすべて満たす地域枠医師
 - 別枠方式により選抜されていること
 - 卒業直後より当該都道府県内における9年間以上の従事要件が課されていること
 - 大学入学時に都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件に書面同意していること
 - 都道府県のキャリア形成プログラムが適用されていること*

※疑義が生じた場合、当該医師がキャリア形成プログラムの適用を受けていることがわかる書類（契約書等）の提出を求めることがあります。

以上